

みんなで決めるべきこと、決めてはならないこと

～民主主義と基本的人権の尊重～

目次

1 一人ひとりを大切にしながら(個人を尊重しながら)、一つに決める	2
2 誰が決める？ー民主主義の必要性	3
3 どのように決める？ー民主主義の方法	5
4 何を決めるべき？ーみんなで決めるべきこと、決めるべきではないこと	8
5 何を決めてよい？ーみんなで決めてよいこと、決めてはならないこと	11
6 身近なことが社会につながる	13
7 日本国憲法での現れ.....	16



アイコン・・・先生



アイコン・・・生徒

1 一人ひとりを大切にしながら（個人を尊重しながら）、一つに決める



さて、みんなは、クラスで何か決めたことがあるかな？

補足：クラスで決めたときの経験を生徒に思い出してもらいます



そのとき、全員の意見は最初から一致しましたか？



一致しませんでした



そうですね。このように、共同の目的のために何か一つに決めなければならないことが、世の中にはたくさんあります。



けれども一方で、僕たち人間は全員の意見が同じだったり、利害が一致しているということはありません。そんな一人ひとり違う人間が寄り集まって、一つのことを決めようとしたら摩擦が起きるのは当然ですよ。



今日は、そうした一人ひとり違う個性を持った私たちがそれでもなお一人ひとりを大切にしながら、言い換えると、個人を尊重しながら、一つに決めるための工夫がないか、考えることにしよう。

補足：本授業を貫くテーマです。下線部をワークシート1に記入してもらいます。

2 誰が決める？—民主主義の必要性



まず、誰が決めるのかという点で工夫できないか考えてみましょう。
みんなで一つのことを決めるのは大変だったと思います。それなら、特定の人、例えば全部先生に決めてもらう方がいいと思いませんか？



全部先生に決めてもらうのがいいとは思えないです。



どうして誰か特定の人に決めてもらうとよくないのでしょうか？



特定の人に任せると、その人の好き勝手に決めてしまうかもしれないからです



そうだね。誰か特定の人に決めてもらうというやり方では、その特定の人がいつもみんなのことを考えてくれる人とは限りません。もしその特定の人が、悪い心をもっていたら、誰かをえこひいきしたり、誰かの利益を害したりできてしまいます。



先生はそんなことはなくて、よかれと思って決めてくれるだろうけど、そんな先生も、超能力者ではないからクラス全員の意見や利害を100パーセントくみ取れるとは限らない。一人ひとりを大切にするためには、一人ひとりの集まりである全員が決定に関わるのが不可欠です。



というわけで、みんなで決めるというのが一つ目の工夫ということになるね。ところで、このみんなで決めるということなんだけど、何か他の言葉で言い表せるかな？



民主主義？



そうですね。民主主義という言葉の定義はまだ正確ではないんだけど、今は仮にこれを民主主義と呼ぶことにして話を先に進めることにしましょう。

補足：自己決定に対する欲求を「自分」のことから「自分たち」にまで広げると、自分たちのことを自分たちで決めるという自己統治に対する欲求すなわち民主主義へと行き着きます。

3 どのように決める？—民主主義の方法



特定の人に決めてもらうより、みんなで決めるほうが良いということがわかりましたね。次に、みんなでどのように決めるのかという点で工夫できることがないか考えてみましょう。



みんなで決める方法として、例えば、じゃんけんで決める、全員の意見が一致するまで話し合いをする、多数決で決めるなどが考えられますね。それぞれどんな長所と短所があるかな？ワークシート2の自分の意見の欄に書いてみましょう。

（ワークシート2に記入する時間を設ける）



それでは、まずじゃんけんの長所と短所を考えてみましょう



じゃんけんは、平等なところがいいと思います。手っ取り早く決められるところも長所だと思います。
じゃんけんは勝ち負けしか決められないところや、結果が正しいものといえるのかわからないところが短所だと思います。



次に、話し合いの長所と短所を考えてみましょう



話し合いの長所は、全員が納得できることだと思います。より良い結論に向かって話し合いが重ねられることも長所として挙げられます。短所は、全員一致するまでは決められないので、時間がかかることだと思います。
誰か一人でも強い反対者がいたら、何も決められないところが短所だと思います。少数の反対者に同意を迫るような同調圧力が発生するおそれがあることもあります。



では、多数決の長所と短所を考えてみましょう



長所は、一人一票なので平等であること、より多くの人の意見を反映することができることです（功利主義）。また、てっとり早く決められるところも長所です。短所

は、少数意見が切り捨てられてしまうことです。また、人を煽るような強い意見が
 できると、その意見に多くの人が流されてしまうおそれがある点も短所です。



ありがとうございます。これまでの議論を表にまとめると次のよ
 うになりますね。

（板書等でこれまで出た意見を集約します）

【解答例】

決め方	長 所	短 所
じゃんけん	平等。 迅速に決定できる。	勝ち負けしか決められな い。 結論の妥当性を確保でき ない。
話し合い(だけ) (=全員一致)	全員が納得できる。 議論を通じて結論を熟成 できる。	多人数・対立深刻な場合 事実上不可能。 決定に時間がかかる。 同調圧力の存在。
多数決	平等 より多数の意見を反映で きる(自己決定を最大限尊 重できる、功利主義)。 迅速に決定できる。	少数派の切り捨て。 扇動的な意見が支持を得 るおそれがある。



どの方法も一長一短ありますね。どのように決めれば、一人ひとり
 を大切にしながら、みんなで一つに決めることができるでしょうか



まず、よく話し合いをして、どうしても意見がまとまらなければ多数決をするとい
 うのがいいと思います。

熟議を経ることが必要と認識してもらうことが重要です



そうですね。まず、よく話し合いをして、全員が納得すれば、全
 員の意見が大切にされたことになりますね。けれども、どうしても
 まとまらないのなら、多数決で決めるというのが、一人ひとり
 を平等に扱うという意味で、もっとも一人ひとりを大切に扱うこ
 とにつながりますね。



民主主義の根本には、個人の尊重という考え方と個人の平等という考え方があります。

補足：この考え方は後にも出てきます。



この方法だと、話し合いを重ねる中で、それぞれの意見が修正されて、よりよい意見が生まれる可能性があるところもいいところになります。ということで、まず話し合いをして、どうしてもまとまらない時に多数決で決めるという決め方をすることが、2つ目の工夫ということになります。

4 何を定めるべき？—みんなで定めるべきこと、定めるべきではないこと



次に、何を定めるのかという点で工夫できないか考えてみましょう。まず、よく話し合いをしたうえでどうしてもまとまらない時に多数決で決めるのなら、どんなことでも決めることができるのだろうか？このことを考えるために、まず、各自で、ワークシート4に自分の意見を記入してみましょう。



それでは、グループごとに話し合っ、それぞれのグループで結論を話し合ってください。

（グループで話し合いをする時間を設ける）



では、各グループの結論を教えてください

【解答例】

事例	○か×	理由
① 係の人選	○	クラスみんなのことだから。
② 図書室で借りる本	×	個人の勝手だから。
③ バスの座席の決め方	△	
④ 有志ダンスチームメンバー	×	有志のものだから。
⑤ クラス劇の演目	○	みんなが参加する劇だから。
⑥ マスクの着用	△	



①②④⑤は意見は割れませんでしたね。③はどうだったかな？



みんなで定めるべきことという意見と定めるべきではないことという意見が出て、まとまりませんでした。

みんなで定めるべきことという意見は、みんなで行く修学旅行だからという理由です。みんなで定めるべきではないことという意見は、例えば、車に酔い易い人とかの座席をみんなで勝手に決めたらいけないからという理由です。



⑥はどうでしたか？



⑥も、みんなで決めるべきことという意見と決めるべきではないことという意見で割れました。

みんなで決めるべきことではないという意見は、マスクをするかしないかは個人の自由だからという理由です。反対に、みんなで決めるべきことという意見は、感染症の蔓延を防止する必要があるからという理由です。



なるほど、③と⑥についてはどちらも正解とっていいと考えています。詳しくは後で解説しますね。いったん①②④⑤の検討に戻しましょう。みんなで決めるべきことと決めるべきではないこととの二種類があることは明らかになったと思います。それでは、この二種類を区別する基準はどこにあるかわかりますか？



①②④⑤の理由をよく見比べてみてください



みんなで決めるべきこととした①⑤は全部みんなに関わることで、みんなで決めるべきではないこととした②④は全部個人に関わることになっています。



その通りですね。みんなで決めるべきことか・決めるべきではないことかの区別は、みんなのことか・個人のことかという基準で分かります。みんなのことはみんなで決める必要があるけど、個人のことはみんなで決める必要性はありません。個人のことでみんなで決めて口出しすると、一人ひとりを大切にしたことにはなりませんよね。これが一人ひとりを大切にしながら一つに決めるための3つ目の工夫ということになります。

このような考え方を公私区分（二分）論と言います。



それでは、以上を前提にして、⑥に戻って考えてみましょう。みんなのことならみんなで決めるべきことになるし、個人のことならみんなで決めるべきではないことになりますよね。



みんなのことに個人のことにもどちらにもなりうるのではないのでしょうか。



そうですね。例えば、感染症が流行しているときに、みんなの健康を守るために、全員でマスクを着用しようというんだったら、みんなのことになりますが、一方、そういう流行もしていないのに、全員でマスクを着用しようというのなら、個人の勝手に任せようということになりますよね



さきほど、みんなで決めることを民主主義と仮に呼ぶことにしましたが、ここで、みんなのことはみんなで決めてよいけど、個人のことにはみんなで決めてはならないことを確認しました。これからは、みんなのことをみんなで決めることを民主主義と正確に呼ぶことにしましょう。



ただし、全員でマスクを着用しようということになっても、体調や持病の関係などでマスクを着用できない人がいるよね。そういう場合にも無制限にみんなで決めてしまってもいいのか次に考えてみましょう。

5 何を決めてよい？—みんなで決めてよいこと、決めてはならないこと



ここまでの話で、みんなのことはみんなで決めるべきことだということが明らかになったと思います。次に、みんなのことならどんな内容であっても、多数決で決めてよいのかという問題を考えてみましょう。まず、各自で、ワークシート6に自分の意見を記入してください？

（ワークシート6に記入する時間を設ける）



それでは、グループごとに話し合っ、それぞれのグループで結論を話し合ってください。

（グループで話し合いをする時間を設ける）



（※話し合いが進んでいない場合）ちょっと難しい問題だと思うので、少しヒントを出したいと思います。みんなのことをみんなで決める、つまり民主主義を採る以上、少数意見の人たちが生まれることは避けられませんよね。ひどい内容でも多数決で決められてしまうとしたら、少数意見の人たちが虐げられてしまうおそれがあります。



これでは一人ひとりを大切にしたとはとても言うことができませんよね。そうすると、たとえみんなのことであっても、個人の尊厳を害するような著しい不利益を与えることは、決めてはならないということになります。



先ほど、民主主義の根本には個人の尊重という考え方があると説明しましたが、個人の尊厳を害するような著しい不利益を与えることまで決められるとしたら、個人の尊重という考え方を損なうことになりますよね。たとえみんなのことであっても、個人の尊厳を害するような著しい不利益を与えることは、決めてはならないというのが、一人ひとりを大切にしながら一つに決めるための4つ目の工夫ということになります。このことを前提として、あらためてグループで話し合ってみてください。



では、各グループの結論を教えてください



①の修学旅行のバスの座席の決め方を決めることは、みんなのことなので、みんな
で決めるべきことと考えられます。ただ、車酔いのひどい子の席を本人の意思に反
して後ろにするようなことを決めるのは、みんなで決めてはならないことを決めて
いるので、結論として、答えは×になります。

②のみんなの嫌がる係を特定の人にだけ任せることは、個人の尊厳を害するよう
な著しい不利益を与えるものであること、不平等ということから、みんなで決めて
はならないことなので、答えは×になります。



そのとおりですね。さっき民主主義の根本には、個人の尊重とい
う考え方と個人の平等という考え方があるって説明しました。み
んなの嫌がる係を特定の人にだけ任せることは、個人の平等とい
う考え方にも反します。たとえみんなのことであつたとしても、
個人の平等に反することは決めてはならないということになりま
す。③はどうでしょうか？



両方の意見が出てまとまりませんでした。



これはとても難しい設問だつたと思います。両方の考え方がある
というのが正解だと思います。例えば、個人の尊厳を害するよう
な著しい不利益を与えると言える程度にその人が嫌がっているの
なら、みんなで決めてはならないということになりますし、反対
に、軽い気持ちで嫌だと言っているだけなら、みんなで決めても
構わないということになります。

【解答例】

①車酔いひどい人のバス 座席後ろに	×	著しい不利益
②嫌な係を特定人にだけ 任せる	×	著しい不利益+不平等
③劇への参加を嫌がる人 に役を与える	△	嫌がる程度等著しい不利益・不平等かによる

6 身近なことが社会につながる



ここまでは、クラスの問題ということで検討を続けてきましたが、これまでみんなと確認してきたことは、国の政治をみんなで決めるときにも、同じように当てはまるのかを考えてみたいと思います。それでは、ワークシート6の設問を考えてみましょう。

（ワークシート6に記入する時間を設ける）



それでは、グループごとに話し合っ、それぞれのグループで結論を話し合ってください。

（グループで話し合いをする時間を設ける）



では、各グループの結論を教えてください



- ①については、ギャンブル必勝法という本を読んで、ギャンブルにのめりこんでしまう人が出てくるかもしれませんが、本を読んでギャンブルをするかしないは個人が決めることなので、×でいいと思います。
- ②については、報道はみんなに関わることですが、新聞記者の立場からすれば、個人のことになりますので、×になると思います。また、政府を批判する記事が禁止されると、多様な情報が得られないため、みんなで決めるべきことについても判断ができなくなるおそれがあるので、この点からも×になると思います。
- ③については、宗教は個人のことなので、×になると思います。
- ④については、結婚は個人のことなので、×になると思います。
- ⑤については、犯罪者をどのように処罰するのかというのは社会の関心事なので、みんなのことになると思います。
- ⑥については、老後に生活できる人がたくさん出てくれば、社会不安が起きてしまいます。老後の生活がどうなるかは社会の関心事なので、みんなのことだと思いません。



そのとおりですね。②については、多様な情報が得られないと、みんなで決めることの判断を誤り、誰かの個人の尊厳を害するような著しい不利益が生じてしまうおそれがありますよね。また、⑤についても、例えば、傷害事件の犯人に死刑を科すような過酷な刑罰や火あぶりの刑のような残虐な刑罰を科す場合には、個人の尊厳を害するような著しい不利益があるから、みんなで決めてはならないことになりそうですね。



さらに、⑥については、あまりにも保険料が高額になるようなときには、今度は、国民の財産権の自由を侵害して個人に著しい不利益を科すことになるので、みんなで決めてはならないことになるでしょう。



さっき学校の事例で確認した、みんなで決めるべきこと・決めるべきではないこと、みんなで決めてよいこと・決めてはならないことという基準は、国の政治を決めるうえでも当てはまる基準でもあるといえることが分かったかと思います。

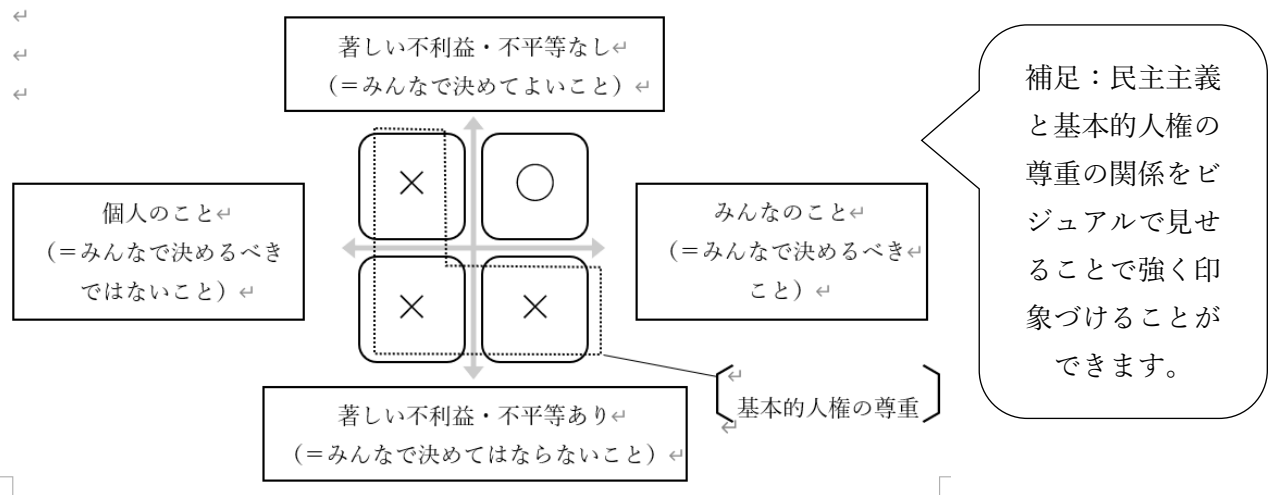
【解答例】

①ギャンブル必勝法の出版禁止	×	個人のこと
②政府批判する新聞の報道禁止	×	個人のこと or みんなのこと+著しい不利益あり
③宗教の信仰	×	個人のこと
④一人ひとりに適した結婚相手を決めること	×	個人のこと
⑤傷害犯の処罰	○	みんなのこと +犯罪者に著しい不利益なければ○
⑥国民年金制度	○	みんなのこと+保険料が著しく高額でなければ○



ここまでの話をまとめると、次の図のようになります。

(ワークシート7の図に以下のとおり書き込みます)



私たちの社会は、みんなのことをみんなで決めるという民主主義の考え方をとっています。しかし、なんでもみんなで決めてよいわけではありません。



まず一つは、みんなで決めるべきこと・決めるべきではないことという区別があって、みんなのことか個人のことかという基準で分けられます。



もう一つは、みんなで決めてよいこと・決めてはならないことという区別があって、個人の尊厳を害するような著しい不利益か・個人の平等を害するかという基準で分けられます。



結局、民主主義で決められることというのは、この図で○がついているところだけということになります。一人ひとりを大切にしながら一つに決めるための工夫として、みんなで決めてはいけないことを決めたわけです。この工夫こそが、憲法の『基本的人権の尊重』ということになります。

7 日本国憲法での現れ



最後に、憲法には「みんなで決めてよいこと、決めてはならないこと」がどのように書かれているか見ていきたいと思います。まず、国政レベルで民主主義を行うことは、何と云うと習いましたか？



国民主権ですか？



そのとおりです。今日の授業では、『みんなのことをみんなで決めること（＝民主主義、国民主権）』、『みんなで決めてよいこと、決めてはならないこと（＝基本的人権の尊重）』に關すること、を学んできましたが、これらはまさに憲法の根幹となる考え方です。そして、憲法のもう一つの重要な要素が『みんなで決める仕組み（＝統治機構）』です。



『みんなのことをみんなで決めること』と『みんなで決めてよいこと、決めてはならないこと』という仕組みは、説明の仕方を変えると、社会の少数者を人権侵害から守るための仕組みということになります。現代の民主主義社会では、政治の在り方を決めるのは我々自身です。したがって、社会の少数者の人権侵害を行うかもしれないのは、他でもない我々自身です。憲法は、みんなで決めてはならないこと、つまり人が生まれながらにして持つ権利である基本的人権の尊重を定めることで、社会の少数者も含めて一人ひとりをかけがえのない存在として相互に大切にすべきと謳っています。



一方、『みんなで決める仕組み』というのは、具体的には、立法権・行政権・司法権のことです。立法権は、みんなで決める、という仕事を担当します。行政権は、みんなで決めたことを実行する仕事を担当します。司法権は、決めてよいことと決めてはならないことの区別が守られているか、決められたことが適切に実行されているかを判断する仕事を担当します。



なお、司法権については、ここで書いている違憲立法審査権の他にも、通常の事件の裁判をするという仕事もあります



それでは、日本国憲法では、「みんなで決めてよいこと、決めてはならないこと」に関することと、「みんなで決める仕組み」に関することについて、どのように定めているか探してみましよう。

（グループワークでワークシート8に記入する）

【ワークシート8解答例】

(1)民主主義・国民主権:前文1段、1条

(2)基本的人権の尊重:3章(10条～40条))

(3)統治機構:①立法権:4章(41条～64条)

②行政権:5章(65条～75条)

③司法権:6章(76条～82条)